

盛岡市廃棄物処分場の再整備について

平成 16 年 6 月 23 日

環 境 部

1 盛岡市廃棄物処分場に関する確認書

これまでの地元住民、玉山村との協議、要望を踏まえ、周辺環境に対する影響の低減を図るために実施する施設整備の内容、工事期間中の環境保全措置及び公共施設の整備等について、地元、玉山村及び市の三者で確認する。

○主な内容

(1) 施設整備

①遮水工の設置

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく遮水工を設置するとともに、必要な造成工事を行う。

- ・整備埋立面積： 30,600 m²
- ・整備埋立容量： 384,000 m³

②浸出水処理施設の設備更新

埋立地からの浸出水の処理の効率化・安定化を図るため、既存施設の機械設備等を更新する。

③防災調節池の設置

雨水排水による下流河川への災害を防止するため、処分場内において排水量を調節する防災調節池を新たに設置する。

- ・調節池容量： 4,000 m³

④監視井戸の増設

地下水の状況を把握するため、既設の 2 箇所に加え、新たに埋立地の周囲 2 箇所に増設を行う。

(2) 工事期間中の環境保全対策

工事による周辺環境への影響を防止するため下流河川の水質汚濁防止、工事車両の清潔保持及び安全管理の措置を行う。

(3) 公共施設整備

地区からの要望に沿って、コミュニティ消防センターの建設、地区公民館への水道布設など必要な整備を行う。

2 盛岡市廃棄物処分場の稼動に係る環境保全等に関する協定書

再整備後の廃棄物処分場の稼動に係る環境保全対策等について、地元、玉山村及び市の三者による協定を結ぶ。

(1) 放流水の水質基準と監視

項目	協定値	(参考) 国の規制値	測定回数
P H (水素イオン濃度)	6.5～8.6	5.8～8.6	月1回
B O D (生物化学的酸素要求量)	20 mg/l以下	60 mg/l以下	月1回
C O D (化学的酸素要求量)	40 mg/l以下	90 mg/l以下	月1回
S S (浮遊物質量)	10 mg/l以下	60 mg/l以下	月1回
T - N (全窒素)	30 mg/l以下	—	月1回
その他の項目	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）に規定する水質項目とダイオキシン類の排水基準以下とする。		年1回

(2) 周辺環境の監視

分類	位置	項目	測定回数
河川水	秋の沢	PH, BOD, COD, SS, T-N, DO	月1回
地下水	処分場内の井戸	電気伝導度	月1回
	下流の住宅の井戸	基準省令に規定する地下水等検査項目及びダイオキシン類	年1回

(3) 基準値を超えた場合の措置

基準値を超えたとき又は超えるおそれがあるときは、地元及び玉山村に通知するとともに、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 処分場の使用期限

平成35年3月31日までとする。ただし、その時点において残余容量がある場合は、継続使用について協議する。

(5) 盛岡市廃棄物処分場環境保全対策協議会の設置

処分場の稼動に係る環境保全等の状況を監視し、協定に定める事項について協議するため設置する。

(6) 補償等

処分場の稼動に伴い、地域住民に損害を与えたと認められるときは、損害の補償その他の措置を講じる。

(7) 稼動状況の公開

必要に応じ稼動状況の見学ができる。

(8) 埋立終了後の措置

埋立が終了したときは、法に定める閉鎖措置を講じ、災害の防止及び環境の保全を図る。

3 総事業費

約36億円（単独又は複数）

4 スケジュール

(1) 工事

①造成工事（平成16～平成19年度の継続事業）

平成16年7月初旬～ 公募公告～入札～仮契約

9月 市議会定例会への契約案件の提案
議決後に本契約

10月～ 工事着手

平成19年7月下旬 竣工

②道路、防災工事（平成16年度事業）

平成16年7月初旬～ 公募公告～入札～契約

平成16年8月上旬～ 工事着手

平成17年3月下旬 竣工

③浸出水処理施設設備工事

平成17～18年度

④その他工事

平成19年度

(2) 供用開始

平成19年8月上旬